

HIKONE CITY

Road Building Program

彦根市道路整備プログラム

安全・安心

利便・活力

個性・輝き

ある まちを支える道路網の構築を目指して



彦根市道路整備プログラムについて

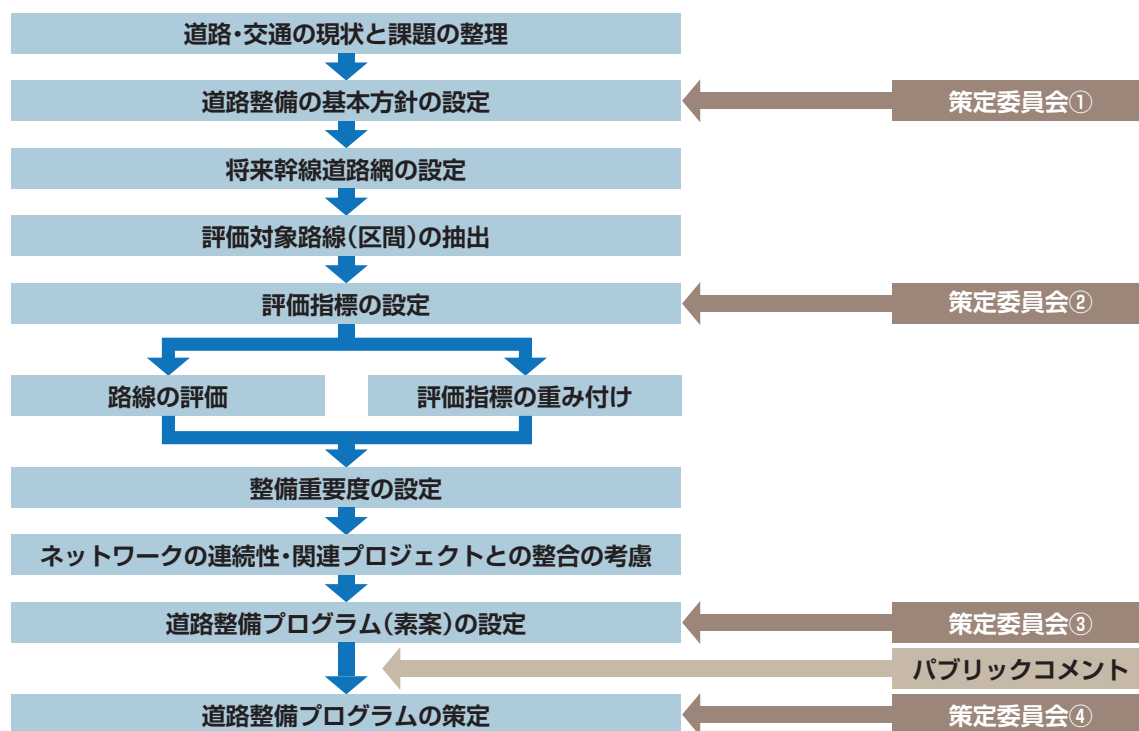
「彦根市道路整備プログラム」は、社会経済情勢の変化、これまでの道路整備の状況、都市計画道路網の見直しおよび国道8号バイパス等の関連プロジェクトを踏まえ、2016年度に策定した「彦根市都市交通マスタープラン」(上位計画)に位置付けた重点戦略として、また、2017年度に見直された「滋賀県道路整備アクションプログラム2018」(関連計画)と整合を図り、幹線道路を対象として優先的に整備すべき路線(市道)を定めることを目的として策定します。

令和4年(2022年)3月



● 道路整備プログラム策定の流れ

道路整備プログラムについては、下記のフローに基づき策定しています。また、学識経験者、関係行政機関および各種団体の代表から構成する「彦根市道路整備プログラム策定委員会」を設置し、策定委員会においてプログラムの内容を協議しています。



● 道路整備プログラムの対象

道路整備プログラムは、本市の将来幹線道路網を計画し、位置付けた幹線道路のうち、未着手で市が整備を予定している路線(整備主体が未定である都市計画道路を含む)について、整備重要度およびその他考慮事項(ネットワークの連続性・関連プロジェクトとの整合)から優先して整備すべき路線「整備着手優先路線」を定めるものです。

表：道路の種別と機能

種別分類		機能	トラフィック機能	アクセス機能
道路整備プログラムの対象道路	幹線道路	広域幹線道路	都市の拠点間を連絡し、都市に出入りする交通等の広域的な交通を処理する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する道路。(主に高速道路・国道)	大
		主要幹線道路	都市内の各地域と隣接市町間の交通を処理する道路で、都市の骨格を形成する道路。(主に主要地方道・県道)	中
		補助幹線道路	広域幹線道路、主要幹線道路で囲まれた区域内においてこれらの道路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線道路。(主に市道等)	中
		区画道路(生活道路)	街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する道路。また、街区の外郭を形成する生活に密着した道路。	小
		特殊道路	自動車交通以外の特殊な交通の用に供する道路で、歩行者および自転車の交通のために配置する道路。	大

トラフィック機能：自動車、歩行者および自転車等を処理する機能
アクセス機能：沿道土地や建物へ出入りする機能

● 道路整備における課題

本市の道路・交通の現状や上位・関連計画における道路・交通に関する考え方を踏まえ、道路整備における課題について下記のとおりまとめています。

- ・まちづくりと連携したコンパクト＋ネットワークを実現する道路網の整備
- ・誰もが便利に移動できる公共交通網の実現を支援する道路網の整備
- ・既存ストックを活用した効率的な道路網の構築と目的と役割に応じた効果的な道路網の整備
- ・歩行者・自転車が安全・安心して利用できる道路網の整備
- ・観光交通に配慮した道路網の構築
- ・防災力の向上に資する道路網の構築

● 道路整備の基本理念と基本方針

道路整備における課題を踏まえ、道路整備の基本理念と基本方針について下記のとおり定めています。

基本理念

「安全・安心」「便利・活力」「個性・輝き」あるまちを支える道路網の構築

基本方針Ⅰ：コンパクトなまちへの転換を支える道路網の整備

- ▶ バス路線や鉄道駅へのアクセス道路等の公共交通を支える道路の整備を進めます。
- ▶ 居住誘導区域内の道路の整備を進めます。
- ▶ 地域間の交流・連携を促進する道路の整備を進めます。

基本方針Ⅱ：地域活動を支える効果的・効率的な道路網の構築

- ▶ 道路の段階構成を踏まえた幹線道路網を構築します。
- ▶ 高速道路等の広域幹線道路へのアクセスを確保します。
- ▶ 渋滞の解消を図る道路の整備を進めます。
- ▶ 商工業等の経済活動を支援する道路の整備を進めます。

基本方針Ⅲ：快適な移動を支える歩行者・自転車空間の構築

- ▶ 歩行者が快適に移動できるように道路のバリアフリー化を進めます。
- ▶ 地域の特性に応じ、景観に配慮した道路の整備を進めます。
- ▶ 歩行者を優先した道路空間を創出します。
- ▶ 自転車が安全・円滑に走行できるように自転車の走行空間に配慮した道路の整備を進めます。

基本方針Ⅳ：安心・安全な生活を支える道路網の構築

- ▶ 災害時や緊急時における避難路や輸送路となる道路の整備を進めます。
- ▶ 交通事故が多発する区間・地点における道路の整備や交差点の改良を進めます。

基本方針Ⅴ：観光都市を支える道路網の構築

- ▶ 観光来訪者の彦根城周辺へのアクセス支援施策に対応した道路の整備を進めます。
- ▶ 彦根城周辺における徒歩・自転車での周遊を支援する道路の整備を進めます。

基本方針Ⅵ：市民と行政が連携して支える道路網

- ▶ 道路の整備は、市民等の協力と連携のもとに進めていきます。
- ▶ 道路の維持管理は、市民等と協働して進めていきます。

● 整備重要度（評価指標）

整備重要度の設定については、道路整備の基本方針に基づく道路整備における課題の解消に必要な機能として、下記の評価指標を用いています。評価指標については、策定委員会委員等によるアンケート結果をもとに重み付け（配点）をしています。

評価項目	評価指標	該当する路線	配点
都市形成に関する機能	都市における拠点内の交通を円滑化する機能	● 立地適正化計画における都市機能誘導区域内の路線 ● 立地適正化計画における居住誘導区域内の路線	6.0
	都市における拠点間のネットワークを強化する機能	● 立地適正化計画における居住誘導区域間を結ぶ路線	5.5
	工業の活性化に寄与する機能	● 都市計画マスタープランにおける産業拠点・工業地・流通業務地内の路線 ● 都市計画マスタープランにおける産業拠点・工業地・流通業務地へアクセスする路線	4.2
	商業の活性化に寄与する機能	● 都市計画マスタープランにおける中心市街地・新拠点商業地・駅前商業地・沿道商業地内の路線 ● 都市計画マスタープランにおける中心市街地・新拠点商業地・駅前商業地・沿道商業地へアクセスする路線	4.8
	観光の活性化に寄与する機能	● 主要な観光資源へアクセスする路線 ● 景観に配慮する路線（景観形成地域内の道路）	6.6
交通の円滑化に関する機能	道路の種別	● 広域幹線道路・主要幹線道路・補助幹線道路で分類	5.6
	渋滞やボトルネックを解消する機能	● 主要渋滞箇所や現況の混雑度1.00以上の路線およびそれらの路線の代替路となる路線 ● 一部区間のみ未整備の路線 ● 河川・鉄道等を横断する路線	10.0
	駅へのアクセスを強化する機能	● 鉄道駅へアクセスする路線	5.7
	バス・乗合タクシーの走行を円滑化する機能	● バス・乗合タクシーが通行する路線	6.1
	歩行者・自転車の走行空間を確保する機能	● 学校・保育園・幼稚園周辺の路線 ● 徒歩・自転車での利用が多い施設（スーパー等の小売店、公園・公民館等の公共施設）へアクセスする路線	9.2
防災・安全に関する機能	緊急時の通行を確保する機能	● 緊急輸送道路 ● 避難場所、避難所へアクセスする路線	9.2
	延焼遮断機能・地震時の道路閉塞を防止する機能	● 市街地・集落内の現況6m未満の路線で拡幅するもしくは新設する路線	8.2
	移動の安全性を確保する機能	● 鉄道駅周辺のバリアフリー計画における生活関連経路（特定経路）およびそれに準じる路線 ● バス・乗合タクシーの停留所がある路線	9.0
	交通事故を抑制する機能	● 交通事故の多い交差点・路線・エリアにある路線	9.9

● ネットワークの連続性

道路はネットワークとしてつながることにより、その機能を確保することができるため、すでに整備を終えており、一部区間のみ未整備の区間等について、整備重要度を高めています。

● 関連プロジェクトとの整合

国道8号バイパス等の関連プロジェクトについて、そのアクセス道路の役割を担う路線の整備重要度を高めています。

● 道路整備プログラム

(市)整備継続路線		
番号	路線名	整備延長
主-3	(都)立花船町線	460m
補-3	(仮)小野川右岸線	540m
補-5	(市)内町三ツ割線	100m
補-7	(都)松原町大黒前鴨ノ巢線	1,200m
補-31	(市)芹橋彦富線(彦富工区)	840m
補-45	(都)稲枝西口停車場線(第2工区)	335m
補-46	(市)稲部本庄線(稲部工区)	230m

(市)整備着手優先路線		
番号	路線名	整備延長
広-6①	(仮)彦根インター線	2,310m
補-9④	(都)大藪磯線	140m
補-12①	(都)彦根駅大藪線	700m
補-13①	(都)古沢安清線	220m
補-15①	(仮)芹橋彦富線	170m
補-21②	(都)西沼波野田山線	450m
補-47①	(仮)大藪金田線	2,900m

県整備路線(アクションプログラム)	
番号	路線名
広-5	(都)原松原線
主-2	(都)原長曾根線
主-5	(都)長曾根銀座線
主-9	(主)愛知川彦根線
補-4	(一)水谷彦根線

国整備路線	
番号	路線名
広-3	一般国道8号バイパス



※道路整備プログラムは、5年を目処に進捗確認を行い、必要に応じて改定します。
※都市計画道路(都)の整備主体は市とは限りません。
※幹線道路整備に伴い、交差点改良、歩道整備、バリアフリー化および無電柱化等の道路施策の導入について検討します。
※局所的な道路施策は、道路整備プログラムの対象ではなく、別途の対応となります。

● これまでの主な幹線道路整備

本市において、これまで下記の道路のように幹線道路の整備を進めてきました。

今後についても本道路整備プログラムに基づき、幹線道路の整備を進めることで、「安全・安心」「利便・活力」「個性・輝き」あるまちを支える道路網の構築を目指します。



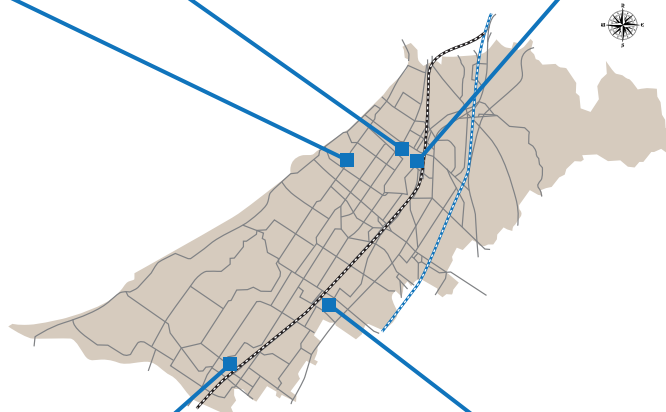
(都)本町線(夢京橋キャスルロード)【1998年開通】



(都)彦根駅大藪線【2017年開通】



(都)大藪磯線【2020年開通】



位置図



(都)稲枝西口停車場線(第1工区)【2020年開通】



(都)河瀬停車場線【2007年開通】

彦根市道路整備プログラム



彦根市道路整備プログラム

発行年：令和４年３月

発行者：彦根市 都市建設部 道路河川課

住 所：〒522-8501 滋賀県彦根市元町４番２号

T E L：0749-30-6122 FAX：0749-24-5211